

健全化判断比率及び資金不足比率について

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、本縣市町村等が平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を算定しました。

〔健全化判断比率〕

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字が標準財政規模(一般財源の標準的な規模)に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字(または資金不足額)が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等が標準財政規模を基本とした額に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に占める割合

〔公営企業の資金不足比率〕 公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に占める割合

○ 次の基準以上の場合には、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要になります(平成20年度決算に基づき算定した比率から適用)。

健全化判断比率等	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	標準財政規模に応じ11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じ16.25～20%	30% ※
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
公営企業の資金不足比率	20%〔経営健全化基準〕	—

◇ 早期(経営)健全化基準：自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・財政(経営)健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度議会報告と公表等

◇ 財政再生基準：国等の関与による確実な再生が必要な水準

・財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け、起債の制限等

※ 連結実質赤字比率における財政再生基準は、3年間の経過的基準があり、平成20年度及び21年度決算に基づく基準は40%、22年度決算に基づく基準は35%、23年度決算以降は30%となる。

〔問い合わせ先〕 市町村課 財政担当
電話：内線 2491 直通 223-1427

1. 健全化判断比率

(単位:%)

番号	市 町 村 名	実 質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実 質 公債費率	将来負担 比 率
1	甲 府 市	— (11.46)	— (16.46)	17.9	139.5
2	富 士 吉 田 市	— (13.30)	— (18.30)	14.3	83.9
3	都 留 市	— (13.88)	— (18.88)	19.2	124.3
4	山 梨 市	— (13.38)	— (18.38)	15.1	176.3
5	大 月 市	— (13.69)	— (18.69)	13.8	217.7
6	韭 崎 市	— (13.75)	— (18.75)	15.6	96.6
7	南 アルプス市	— (12.59)	— (17.59)	16.7	94.3
8	北 杜 市	— (12.50)	— (17.50)	19.0	160.5
9	甲 斐 市	— (12.85)	— (17.85)	15.9	68.0
10	笛 吹 市	— (12.58)	— (17.58)	13.1	112.3
11	上 野 原 市	— (13.98)	— (18.98)	15.1	128.8
12	甲 州 市	— (13.40)	— (18.40)	18.4	201.1
13	中 央 市	— (13.80)	— (18.80)	16.7	121.1
14	市 川 三 郷 町	— (14.70)	— (19.70)	17.6	149.7
15	増 穂 町	— (15.00)	— (20.00)	13.7	47.4
16	鯨 沢 町	— (15.00)	— (20.00)	16.9	85.8
17	早 川 町	— (15.00)	— (20.00)	10.2	49.2
18	身 延 町	— (14.22)	— (19.22)	14.8	94.8
19	南 部 町	— (15.00)	— (20.00)	11.4	52.9
20	昭 和 町	— (14.74)	— (19.74)	8.8	22.7
21	道 志 村	— (15.00)	— (20.00)	7.8	—
22	西 桂 町	— (15.00)	— (20.00)	8.1	—
23	忍 野 村	— (15.00)	— (20.00)	6.3	—
24	山 中 湖 村	— (15.00)	— (20.00)	15.6	24.5
25	鳴 沢 村	— (15.00)	— (20.00)	5.9	—
26	富 士 河 口 湖 町	— (14.12)	— (19.12)	16.3	137.9
27	小 菅 村	— (15.00)	— (20.00)	19.0	30.2
28	丹 波 山 村	— (15.00)	— (20.00)	11.9	—
	加 重 平 均	—	—	15.7	112.9

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」表示としている。

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の()内の数値は、各団体の早期健全化基準である。

※ 将来負担比率の「—」表示は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合である。

2. 公営企業の資金不足比率

- 公営企業ごとの資金不足比率については、市町村及び一部事務組合において資金不足となる会計はない。

3. 総括

- 健全化判断比率は、全ての市町村において早期健全化基準を下回っている。
- 公営企業の資金不足比率は、全ての市町村、一部事務組合において経営健全化基準を下回っている。
- 実質公債費比率が18%以上の起債許可団体は4団体で、前年度から3団体減少した。
- 健全化基準を下回っているが、今後とも、持続可能で安定的な財政運営を図るため、行財政改革の推進に努めるとともに、自主財源の確保など、財政健全化への取り組みを進めるよう引き続き助言していく。

〔参 考〕

(1) 将来負担比率の項目別状況

(単位:百万円)

	市	町村	合計
① 一般会計等に係る地方債の現在高	330,615	77,571	408,186
② 債務負担行為に基づく支出予定額	15,924	1,743	17,667
③ 公営企業債等繰入見込額	216,142	44,355	260,497
④ 組合等負担等見込額	20,364	4,280	24,644
⑤ 退職手当負担見込額	54,851	11,375	66,226
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	6,642	61	6,703
⑦ 連結実質赤字額	—	—	—
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
⑨ 充当可能基金	67,208	33,817	101,025
⑩ 充当可能特定歳入	35,100	5,313	40,413
⑪ ①～④に係る基準財政需要額算入見込額	348,005	81,120	429,125
⑫ 標準財政規模	178,651	47,368	226,019
⑬ 算入公債費等の額	29,673	7,417	37,090

※ 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

※ 将来負担比率の算式は、次のとおりである。

$$[(①\sim⑧)\text{の合計値(将来負担額)} - ⑨\sim⑪\text{合計値(充当可能財源等)}] / (⑫ - ⑬)$$

(2) 実質公債費比率の項目別状況

(単位:百万円)

	市	町村	合計	
17年度	① 一般会計等に係る元利償還金	34,215	8,029	42,244
	② 一般会計等以外に係る準元利償還金	20,060	3,923	23,983
	③ ①、②に係る基準財政需要額算入額	30,118	7,006	37,123
	④ 標準財政規模	179,896	46,523	226,419
18年度	① 一般会計等に係る元利償還金	34,736	8,057	42,793
	② 一般会計等以外に係る準元利償還金	19,802	4,250	24,052
	③ ①、②に係る基準財政需要額算入額	28,985	7,029	36,014
	④ 標準財政規模	179,108	47,295	226,403
19年度	① 一般会計等に係る元利償還金	34,382	8,320	42,702
	② 一般会計等以外に係る準元利償還金	19,732	4,227	23,959
	③ ①、②に係る基準財政需要額算入額	29,673	7,417	37,090
	④ 標準財政規模	178,651	47,368	226,019

※ 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

※ ①、②については、充当可能特定歳入を控除した数値である。

※ 実質公債費比率(単年度)の算式は、 $(①+②-③) / (④-③)$ である。

(3) 実質公債費比率の比較

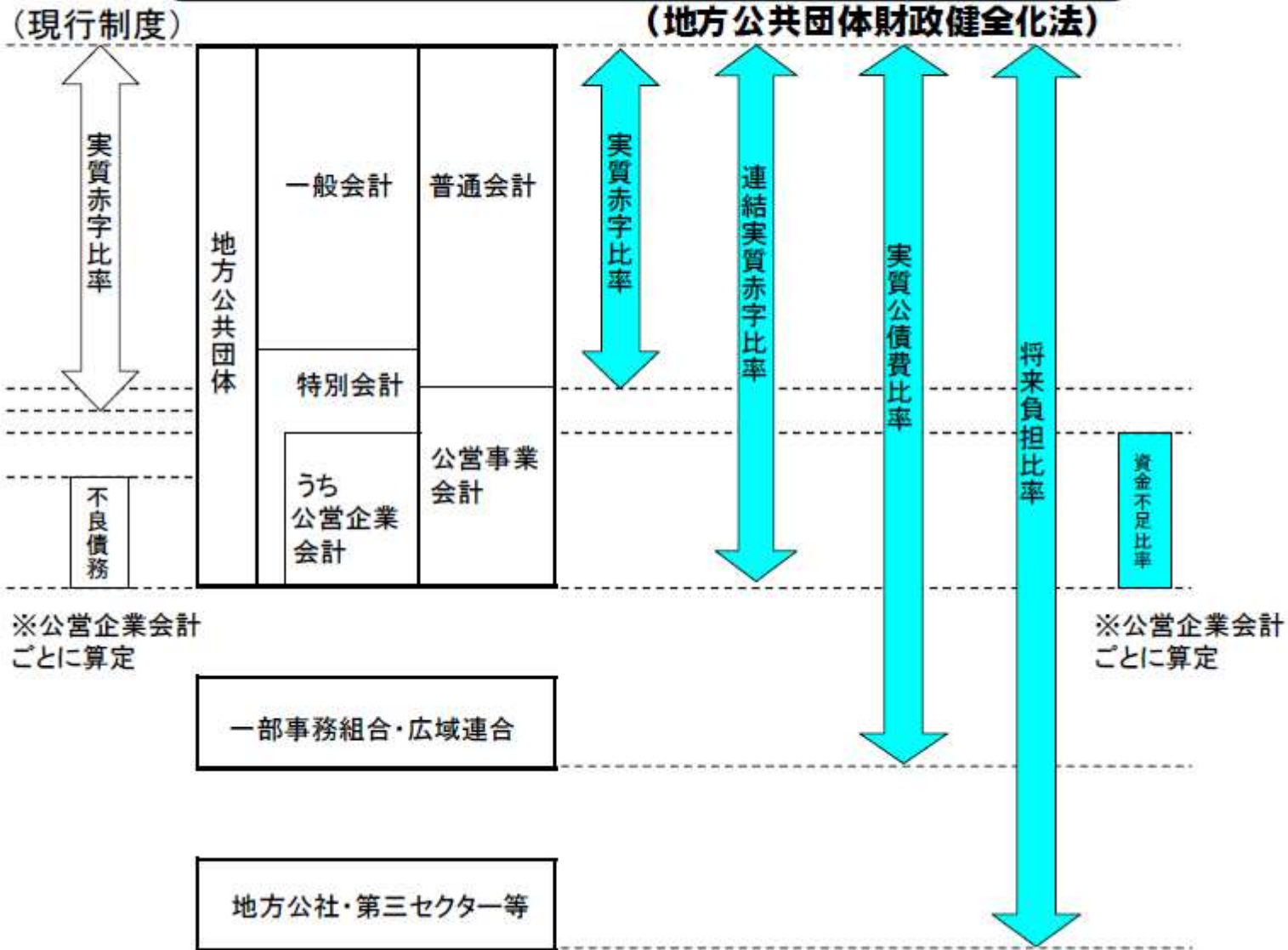
(単位:%)

番号	市 町 村 名	H20	H19	①-②
		実質公債費比率 ①	実質公債費比率 ②	
1	甲 府 市	17.9	20.8	△ 2.9
2	富 士 吉 田 市	14.3	15.8	△ 1.5
3	都 留 市	19.2	19.1	0.1
4	山 梨 市	15.1	16.5	△ 1.4
5	大 月 市	13.8	12.2	1.6
6	韭 崎 市	15.6	15.9	△ 0.3
7	南 アルプス市	16.7	17.1	△ 0.4
8	北 社 市	19.0	19.4	△ 0.4
9	甲 斐 市	15.9	16.1	△ 0.2
10	笛 吹 市	13.1	14.4	△ 1.3
11	上 野 原 市	15.1	13.1	2.0
12	甲 州 市	18.4	20.3	△ 1.9
13	中 央 市	16.7	16.0	0.7
14	市 川 三 郷 町	17.6	18.3	△ 0.7
15	増 穂 町	13.7	16.8	△ 3.1
16	鯉 沢 町	16.9	17.8	△ 0.9
17	早 川 町	10.2	10.8	△ 0.6
18	身 延 町	14.8	12.1	2.7
19	南 部 町	11.4	12.1	△ 0.7
20	昭 和 町	8.8	8.5	0.3
21	道 志 村	7.8	8.1	△ 0.3
22	西 桂 町	8.1	8.0	0.1
23	忍 野 村	6.3	8.3	△ 2.0
24	山 中 湖 村	15.6	19.4	△ 3.8
25	鳴 沢 村	5.9	6.8	△ 0.9
26	富 士 河 口 湖 町	16.3	16.1	0.2
27	小 菅 村	19.0	19.7	△ 0.7
28	丹 波 山 村	11.9	13.1	△ 1.2
	加重平均	15.7	16.6	△ 0.9

※ ①は平成17年度～平成19年度決算の3カ年平均です。

※ ②は平成16年度～平成18年度決算の3カ年平均です。

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。